

～主な保険商品における補償の取扱いについてのご案内～

新型コロナウイルス感染症につきまして、主な弊社商品の補償の取扱いについてご案内します。

1. 主な個人向け商品における補償の取扱い（2021年3月4日現在）

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正後（2021年2月13日施行）も新型コロナウイルス感染症は補償対象となります。詳細については、[こちら](#)をご確認ください。

商品名		保険金お支払いについて
所得補償保険		新型コロナウイルス感染症により就業不能となった場合に、保険金のお支払い対象となります。
ジョイエ医療保険		新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
労災あんしん保険		新型コロナウイルス感染症により、「業務上疾病」として労災保険法等により給付が決定された場合に、保険金のお支払い対象となります。
海外 旅行 保険	疾病死亡保険金支払特約	新型コロナウイルス感染症による「治療開始までの期間」は、責任期間終了後30日となります。
	疾病治療費用補償特約	
	治療・救援費用補償特約	
	旅行変更費用補償特約	以下①～③のいずれかに該当し、出国を中止または中途帰国した場合に、保険金のお支払い対象となります。 ① 被保険者、同行者またはご親族の方が死亡した場合または危篤となった場合 ② 被保険者、同行者またはご親族の方が所定の期間の入院をした場合 ③ 外務省 (https://www.anzen.mofa.go.jp/) より渡航先に対する退避勧告等（「退避してください」または「渡航は止めてください」）が発出された場合
日常生活傷害補償保険 （特定感染症危険補償特約）		新型コロナウイルス感染症は、特約上補償の対象としている特定感染症に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
ジョイエ傷害保険 （特定感染症危険補償特約）		

2. 主な企業向け商品における補償の取扱い（2022年3月24日現在）

※2022年3月24日付で下記商品につきまして、商品改定を行いました。詳細につきましては、[こちら](#)をご確認ください。

商品名	保険金お支払いについて
企業財産総合保険(ビジネスプロパティ):特定感染症等利益補償特約	新型コロナウイルス感染症は、特約上補償の対象としている特定感染症等に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
統合賠償責任保険(ビジサポ):特定感染症等事業者費用補償特約	